

議案第 30 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

平成 30 年 3 月 31 日をもって埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させること及び同年 4 月 1 日から入間東部地区消防組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。